

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 オルガノ株式会社 代表者名 取締役社長 橋本 喜代志 (コード番号 6368 東証第1部) 問合せ先 取締役兼常務執行役員 田中 康彦 (TEL 03 - 5635 - 5111)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 現行定款第7条(株券)、第10条(株主の住所、印鑑等の届出)及び第10条の2(仮住所又は代理人の届出)に定める事項は、変更案第13条(株式取扱規則)に定めることにより不要となるため、削除するものであります。
- (2) 管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利は単元株式と比較し相当の範囲に限定することが可能となる変更案第9条(単元未満株式についての権利) を新設するものであります。
- (3) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株主様のご請求により、当社が保有する自己株式を売り渡して、単元株主となっていただくことが可能となる変更案第10条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (4) 株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できることとされたことに伴い、招集地を明確にするため、変更案第15条(開催場所)を新設するものであります。
- (5) より迅速な情報提供のため、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することが可能となる変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット

開示とみなし提供)を新設するものであります。

- (6) 取締役会の機動的かつ効率的な運営を目的として、書面又は電磁的方法による取締役会の決議等が可能となる変更案第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (7) 補欠監査役の予選について定める現行定款第27条の2(補欠監査役の選任)は、「会社法」に規定が設けられたことにより不要になったため、削除し、補欠監査役の任期につき変更案第32条(補欠監査役の任期)を新設するものであります。
- (8) 現行定款第30条(監査役会の議長及び招集) 第31条(監査役会の決議)に 定める事項は、変更案第36条(監査役会規則)に定めることにより不要となる ため、変更及び削除するものであります。
- (9) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の新設又は削除、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

なお、「整備法」の施行に伴い、平成 18 年 5 月 1 日付で当社の定款に定めがあるものとみなされている変更案第 4 条 (機関)及び変更案第 7 条 (株券の発行)の新設、現行定款第 8 条 (名義書換代理人)の所要の変更を行うものであります。

(10) 上記の新設又は削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分) 更 現 行 定 款 第1章 総 第1章 繎 則 訓 묵) (商 号) (商 第1条 当会社はオルガノ株式会社と 第1条 当会社は、オルガノ株式会社と称 称し、その英文はORGANO し、英文はORGANO CORP CORPORATIONとする。 ORATIONと表示する。 的) (目 (目 的) 第2条 当会社は次の事業を営むこと 第2条 当会社は、次の事業を営むことを をもって目的とする。 目的とする。 1.イオン交換体、活性炭、その他吸着 1. (現行どおり) 剤、膜処理剤の製造及び販売 2.イオン交換体、活性炭、その他吸着 2. (現行どおり) 剤、膜処理剤を使用する装置の計画、 設計、製作、施工、監理及び販売 3.給水装置、浄水装置、廃水処理装置 3. (現行どおり) の計画、設計、製作、施工、監理及び 販売

現	行	定	款		变	更		 案
	画、設計、		環境衛生 6工、監理	4 .	(現行どお	<b>ゔ</b> り)		
5 . 廃棄物 ガス処理	処理装置、 提置、その	の他公害隊	化装置、排 6止関連装 □、監理及	5 .	(現行どお	<b>ゔ</b> り)		
6 .土壌浄化	化に関する 江、監理		十画、設計、	6.	(現行どま	SI))		
7.土木工	事、建設工 工事、消防	工事、機材	成器具設置 十画、設計、	7.	(現行どま	Sリ)		
8.電気工		通信工事(	の計画、設	8 .	(現行どま	Sリ)		
9.しゅん			事の計画、	9 .	(現行どま	SI))		
10 . 医薬品 剤、工業 及び販売	薬品、その		食品添加 製品の製造	10 .	(現行どま	SI))		
11 . 自動制 び販売		幾器の設詞	計、製作及	11 .	(現行どま	3り)		
12.水質、	大気等の	分析業務			(現行どま			
	計、製作及	ひい販売す	建築用設備 並びに関連 「及び監理	13 .	(現行どお	<b>らり</b> )		
14.前各号 、リース業 ング業務	、維持管理			14 .	(現行どま	Sリ)		
15 . 各種保		業			(現行どま			
16.印刷事					(現行どま			
17. 労働者			中米		(現行どま			
18. その他		渕建りる	<del>丁</del> 耒		(現行ども			
( <u>所 在</u>   第3条 当   に置	<u>ー</u> 会社は本	店を東京	<b>東江東区</b>		<u>店の</u> 所在地条 当会社 置く。		店を東京都	郷江東区に
	(新	設)		_	関) 条 当会を ほか、次 1 取締役 2 監査役 3 監査役 4 会計監	ての機関で <u>と会</u> と と会 と会		<u>が取締役の</u>
<u>こと</u> むを	á会社の <u>公</u> <u>iう。</u> ただ ∶ができな	し、 <u>電子を</u> : <u>い</u> 事故そ 由 <u>が生じ</u>	<u>∖告による</u> ∵の他 <u>の</u> や たときは、		<u>する。</u> た ない事由 告をする	ニだŪ、፤ <u>によっ</u> らことが	事故その他 て電子公舗	<u>電子公告と</u> 也やむを得 <u>告による公</u> 場合は、日 う。

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
( <u>会社が発行する株式の</u> 総数) 第 <u>5条</u> 当会社の発行する株式の総数 は1億2,696万株とする。	( <u>発行可能株式総数</u> ) <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、1 億2,696万株とする。
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式にかかわる株券を 発行する。
( <u>1</u> 単元の株式) <u>第5条の2</u> 当会社 <u>は</u> 1,000株 <u>をもって</u> <u>株式の1単元</u> とする。 (新 設)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株と する。 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるとこ ろについてはこの限りではない。
(単元未満株券の不発行) 第5条の3 当会社は1単元の株式の 数に満たない株式(単元未満株式 という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定め るところについてはこの限りではない。	(削 除)
(取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当会社は、商法第211条 / 3第 1項第2号の規定により、取締役 会の決議をもって自己株式を買 受けることができる。	(削除)
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。 1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権 利 2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請 求をする権利 3.株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割 当てを受ける権利 4.次条に定める請求をする権利

現	行	定	款	变	更	案
	(新	設)		<u>定めると</u> 元未満棋 となる数	<u>Lの株主は</u> ころによ 式の数と なの株式を ことができ	、株式取扱規則に り、その有する単 併せて単元株式数 売り渡すことを請
	•	ix )		第11条 当会社 規定によ て市場取 得するこ	は、会社注 り、取締 は引等によ とができ	
	<u>券)</u> 当会社の乳 取締役会の による。	<u>約する</u> ) (定める)	株券の種類 株式取扱規			除)
第8条代 取っ 簿換置通財券株務	理人名教と という という という とり	。 理人 経 主 登取 主 登取 書 を を を を を を を を を を を を を	場所に備え 、実質株主 録及び信託 の抹消、株 、単元未満 に関する事 こ取扱わせ、	2 株主名簿管は、 以上の を公告する。 3 当会社の税 が。以下同じ 株券喪失登録簿に	は、株主 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	名簿管理人を置く。 その事務取扱場所 よって 実質株主名簿を含 株立でに構置さる が権原簿及で 約 株主名簿管 が が が が が が が が が が が が が
第9条 の 消 の り び	受理、質権 、信託財産 、株券の再 手続き、単 、その他株式 にその手数 会の定める	<u>の登録</u> の表示 発行、株 色元未満 式に関す な料 <u>につ</u>	券喪失登録	その手数	<u>tの</u> 株式に 対 <u>は、法</u> 移役会 <u>にお</u>	関する <u>取扱い及び</u> <u>令又は本定款のほ</u> <u>いて</u> 定める株式取

<u>る。</u>

現 行 定	款	变		更繁	ξ
定代理人は当会社所定 よりその氏名、住所及び	- <u>以下同</u> れらの法 の書式に <u>印鑑を届</u> :だし、外 鑑にかえ		(削	除)	
(仮住所又は代理人の届出) 第10条の2 外国に居住する材質権者又はそれらの法 は日本国内に仮住所又 を定めてこれを届出な らない。	定代理人 は代理人		(削	除)	
記載又は記録された株 て、その決算期に関する	主名簿に 主主定使 の決し、 ででで でで でで でで でで でで でで でで でで		(削	除)	
第3章 株主総会		第	3章	株主総会	
(招 集) <u>第12条</u> 定時株主総会は毎年 れを招集し、臨時株主総 ある <u>場合</u> 随時これを招集	会は必要		<u>社の</u> 定 れを招	『時株主総会は』 【集し、臨時株ま <u>きに</u> 随時これる	E総会は、
(新 設)		<u>(開催場所)</u> 第15条 当会 隣接区		東京都江東区 総会を開催す	
(新 設)		<u>(定時株主総会 第16条 当会</u> 基準日I	社の定		

現 行 定 款

変 更 案

(議 長)

第13条 株主総会の議長は取締役会長がにれに任じ、取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故あるときは取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(新 設)

## (<u>普通</u>決議<u>要件</u>)

第14条 株主総会の決議は法令又は定 款に別段の定めある場合<u>のほか</u>、 出席した株主の議決権の過半数 をもって<u>これを</u>行う。

(新 設)

### (特別決議要件)

第14条の2 商法第343条に定める特別 決議は総株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席して、 その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権<u>を行使</u> することができる他の株主を代 理人として、その議決権を行使す ることができる。

> この場合には委任状を当会社 に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

# (招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、取締役社長がこれを 招集する。株主総会の議長は、取締 役会長がこれに任じ、取締役会長が 欠員のとき又は取締役会長に事故が あるときは、取締役社長がこれに当 たる。取締役社長に事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ定 めた順序により他の取締役がこれに 当たる。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開</u> 示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかわる情報を、 法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## (決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定 款に別段の定めがある場合を除き、 出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって 行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、 議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもって 行う。

(削 除)

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主1名を代理人として、その 議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理 権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

現 行 定

(員

款

\_\_\_\_\_ 数) 案

(員 数)

第16条 当会社の取締役は3名以上10 名以内とする。

(任期)

第17条 取締役の任期は<u>就任</u>後2年<u>内</u> の最終の決算期に関する定時株 主総会終結のときまでとする。

(選任決議)

第18条 取締役は株主総会において選 任する。

> 取締役の選任決議は<u>総株主</u>の 議決権の3分の1以上を有する 株主が出席して、その議決権の過 半数をもって<u>これを</u>行う。

> 取締役の<u>選任について</u>は累積 投票によらないものとする。

(代表取締役)

第19条 会社を代表すべき取締役は取締役会において選任する。

(新 設)

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって取締 役会長、取締役社長、取締役副社 長各1名を定めることができる。

(取締役会規則)

第21条 取締役会に関する事項<u>につい</u> <u>て</u>は法令又は<u>定款に定めがある</u> <u>もの</u>のほか、取締役会<u>で</u>定める取 締役会規則による。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、<u>その</u>議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より 3日前に発するものとする。ただし、緊急必要があるときは更に短縮することができる。 第21条 当会社の取締役は、3名以上10名 以内とする。

重

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内 に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結のと きまでとする。

(選任<u>方法</u>)

<u>第23条</u> 取締役は<u>、</u>株主総会において選任 する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- <u>3</u> 取締役の選任<u>決議</u>は<u>、</u>累積投票によら ないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表収締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役 会長、取締役社長、取締役副社長各1名 を定めることができる。

(削 除)

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又 は本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現	行	定	款		変	j	 更	案
	(新	設)		第27条 <u>2</u> 取 とき	日前ま 対して がある ことが (締役及) は、招	役会の でに各「 発する。 ときる。 で監査 集の手	招集通知に 取締役及で ただし、 この期間 役の全員の	は、会日の3 <u>V各監査役に</u> 緊急の必要 引を短縮する D同意がある いで取締役
<u>第23条</u> 半	会の決議 <u>)</u> 取締役会の 数が出席し <sup>-</sup> 数をもってる	て、その耳	双締役の過			(削	除)	
	(新	設)				社は、st たとき!	会社法第37 は、取締役	70条の要件を 役会の決議が
	酬) 取締役の報、株主総会の める。				執行の 財産上の	役の報 対価と の利益 <u>)</u> は、	し <u>て当会ネ</u> (以下、	その他の職務 <u>土から受ける</u> 「報酬等」と D決議に <u>よっ</u>
第 5	章 監査役	及び監査	役会		第5章	監査	役及び監査	查役会
	数) 当会社の監 る。	査役は3	3名以上と	(員 <u>第30条</u>			査役は <u>、</u> 3	3名以上とす
<u></u>	期) 監査役の任 <u>最終の決算</u> 総会終結のの	期に関す	る定時株	(任 <u>第31条</u>	<u></u> 監査: <u>に終了</u>	役の任 <u>する事</u> する定	<u>業年度のき</u> 時株主総会	王後4年 <u>以内</u> うち最終のも 会 <u>の</u> 終結のと
	(新	設)			補欠と	の満了i して選f 任した!	前に退任し 任された 監査役の(	<u>」た監査役の</u> 監査役の任期 任期の満了す
———任· 議 株:	議) 監査役は株 する。 監査役の選 決権の3分 主が出席し <u>「</u> 数をもって <u>。</u>	任決議に の1以上 <u>て</u> 、その語	は <u>総株主</u> の ニを有する 議決権の過	<u>2</u> 監 るこ 以上	整査 する。 (査役の) (とがで	ー 選任決 きる株: る株主:	議は <u>、議決</u> 主の議決権 が出席し、	こおいて選任 <u>快権を行使す</u> をの3分の1 その議決権

現	行	定	款	変		<u> </u>	案
合ら「す 主すの ら役の査任る 補後が 監 にか補る補のる過本ずの規役期。本欠最開 査	る備じ欠こ欠議株半定、員定がは、条監初催、役当監えめ監と監決主数款令をよ査前、規役到れ会査で監査が査権がを第又欠!役付、済役で行の出も2	上は は は は は は は は は は は は は は	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(常勤 <u>の</u> 監		除)	
<u>(監査役会第29条</u> 監 ては	査役を <u>定</u> 規則) 査役会に 法令又に	<u>める</u> 。 に関する は定款に 監査役会	<u>により</u> 常勤 事項につい <u>こめがある</u> で定める監	<u>第34条 監</u> 勤の	<u></u> 登査役を <u>選</u> (削		<u> </u>
<u>り議</u> が査監 役になるもの	<u>査</u> 役会は <u>表で会の</u> <u>れに招乗する</u> かとする。 るときは	t、 <u>監査役() )る。</u> )招集は、i :る。ただ うることを )招集通知  より3 [ 。ただし、	の互選によ 前項の議長 し、他のい。 前はに 前はに がげない。 前に 野急 ですること	る。 は <u>、</u> る。 2 監査役:	を経ないで を を を を を を を を を を を を を	型集通知は 監査役に 緊急 <u>の</u> 必要 <u>E</u> 短縮する	t <u>、会日の3</u> 対し <u>て</u> 発す があるができ っことができ きとは、招集 きを開催する
	査役会の		、監査役の		(削	除)	

_				1						
現		定	款		变		更		案	
			<u>退職慰労金</u> よりこれを	第36条	は本定 定める 酬 等 監査	役会 款の 監査 ) で うここの	ほか、 役会規!	監査 <sup>注</sup> 則に。 は、	項は、注 役会にむ よる。 株主総会	311 <u>7</u>
	第6章	計	算		第	6章	計		算	
第33条	1日から翌	営業年度に	t、毎年4月 ]まで <u>とし、</u> <u>算期</u> とする。			€社の			、毎年 4 で <u>の 1</u> 年	
第34条 <u>5</u>	最終の株主 等に記載又	名簿及び	3月31日 <u>の</u> 実質株主名 れた株主又 E支払う。	( <u>剰余</u> 第39条	<u>当会</u>	注社の	<u>基準日</u> <u>期末配</u> とする。	当の	<u>基準日</u> [a	は、毎
	当会社に <u>り</u> 毎年9月 <u>事及び実質</u> 己録された こ商法第29	30日 <u>の最</u> [株主名簿 <u>- 株主又は</u> 33条ノ5の E(中間配当	の決議に <u>よ</u> 終の株主名 に記載又は 登録質権者 規定による という)を		<u>て</u> 毎年	₹9月		基準	の決議に <u>日として</u> る。	
第36条 し は は は は は は は は は は は は は は は は は は	支払開始の してもなお 当会社はそ れる <u>ものと</u>	<u>省金及び中</u> 0日から満 3受領された その支払 <u>い。</u> まする。未払	<u>間配当金は</u> 3 年を経過 いときは、 の 義務を免 いの <u>利益配</u> には利息を		<u>の</u> 支払 てもな 社はそ	<u>財産</u> 開始 お受 の支	<u>が金銭</u> の日か 領され	ら満 ない を免	<u>る場合に</u> 3年を経 ときは、 れる。オ ナない。	E過し 当会

# 3 . 日程

定款のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 29 日 (木)定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 29 日 (木)